

令和3年9月利府町教育委員会定例会会議録

- 1 **開催日時** 令和3年9月29日（水）
午後1時00分から午後3時10分まで
- 2 **開催場所** 利府町役場 第1会議室
- 3 **出席委員** 本 明 陽 一 教育長
石 川 一 美 委員（教育長職務代行）
村 松 淳 司 委員
高 田 修 委員
高 橋 百合子 委員
- 4 **欠席委員** なし
- 5 **説明のため出席した者** 教育部長 菊 池 信 行
教育総務課長 大 谷 浩 貴
生涯学習課長 鎌 田 輝 久
教育総務係長 加 藤 典 子
教育総務係主任 渡 邊 理 紗
都市開発部長 近 江 信 治
都市整備課長 鈴 木 喜 宏
道路整備係長 橋 浦 真 徳
- 6 **傍聴者** なし
- 7 **令和3年8月定例会会議録の承認**
特に意見なく承認。
- 8 **本定例会会議録署名委員の指名**
村松淳司委員と高田修委員を指名。
- 9 **一般事務事業報告及び事業計画**
（説明者：菊池教育部長）
一般事務事業報告及び事業計画について説明。
特に意見なく承認。

10 専決処分報告

報告第21号 教育長の任命について

(説明者：大谷教育総務課長)

それでは報告第21号教育長の任命についてご説明をさせていただきます。このことについて別紙の通り専決したので報告するもの。9月定例議会において、教育長任命ということで議会におきまして満場一致で承認され、可決されております。

本明教育長

10月1日から3年間お世話になります。

報告第22号 令和3年度利府町一般会計補正予算について

(説明者：大谷教育総務課長)

それでは報告第22号令和3年度利府町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。資料の16の8ページ、9ページをお開きください。教育費、教育債、公共施設適正管理推進事業債の総合体育館長寿命化事業、屋内温水プールの長寿命化事業に予算計上しております。16の9につきましましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として委託料、小中学校の修学旅行に対するバスの増便の業務委託を計上しております。それぞれ台数を決めておりますが、乗車率50パーセント以下にするための措置でございます。大体1台小学校については30万、中学校については60万の予算となっております。修学旅行につきましましては今月が蔓防措置も取り払われてということもあり、最初の予定では6月・7月でしたが10月11月に延期をして実施をしたいということで今、予定を立てております。

(説明者：鎌田生涯学習課長)

生涯学習課分について、主だったものを説明させていただきます。資料16の4ページをお開きください。債務負担行為の補正でございますが、言い換えますと将来に渡る予算の予約でございます。体育施設指定管理事業を令和4年から5年間、民間に指定管理業務委託料として710,000千円を計上しているものです。続きまして、16の11ページお願いいたします。10款4項4目郷土資料館管理費委託料に1,754千円計上しております。こちらは旧郷土資料館、現在解体の方向で作業が進んでおります。その中にある郷土資料館の建具などを移設するための費用として計上しました。その下の5目、文化交流センター運営事業費ですが、委託料1,773千円で2つの事業を考えております。おはなし会支援等業務委託料につきましましては荒川静香さんをお招きして11月23日予定しておりますおはなし会です。簡単なトークショーなども計画して

おります。まだ確定したものではございませんがこのような予算でございます。次の館内壁面制作業務委託料ですが、図書館のおはなしの部屋でドーム型になっているところに荒川さんをテーマとしたイラストを、まだドームの中に書いていない部分、図書館からはみ出てエントランス側の方が無地の状態になっているので、また絵本作家の方に利府をPRできるようなイラストを書いていただきたいということで委託料を計上しております。次のページをお願いいたします。10款5項体育施設費、屋内温水プール運営事業費の中で金額が大きなものとして工事請負費それぞれあります。こちらにつきましては、来年度体育施設指定管理者に運営を任せる前に事前に直しておいたほうが良いだろうと判断した工事の予算を計上し可決したものであります。

(質疑)

高田委員

荒川静香さんの絵本はできたのですか。

鎌田課長

10月下旬に完成予定ということで町でも78冊くらい購入させていただいて町内のまず小学校、学童、児童クラブ、保育所、幼稚園、町内の施設の方で配布させていただき、利府で育った方がこのように素晴らしくなったよという絵本を町内の子どもたちが見られる環境を整えていきたいと考えております。

高田委員

この絵本の中には利府の紹介は載る予定なのですか。

鎌田課長

絵本の帯にあたる部分にもリフノスを掲載していくことで今進んでいまして、そこにドーム型で絵を描いたそれを絵本になったものです。また、リフノスはこういう施設ですと絵本自体でも利府をPRしていただくような形になっています。

高田委員

帯だけじゃなくて絵本の中にもあるのですか。

鎌田課長

本の中は荒川静香さんがスケートを始めるころ利府で木を植えました。大きくなりました。というその成長の過程となります。

高田委員

利府にまつわる話しになるのですね。

鎌田課長

『しーちゃんのツリー』というタイトルでしーちゃんは荒川静香さん

です。荒川さんが育ててきた木がでてきます。

高田委員

分かりました。ありがとうございます。

報告 2 3 号 令和 2 年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について

(説明者：大谷教育総務課長)

18 の 5 ページをお開きください。そこに 10 款教育費として令和 2 年度につきましては 1,485,674 千円。全体の比率でいいますと 8.5 パーセントの支出となっております。昨年度と比べまして 366,000 千円ほど減少しております。詳細につきましては別冊資料をご覧くださいと思います。この決算書で認定を受けております。

(質疑)

高田委員

減額になった主な理由だけ聞いていいですか。

大谷課長

工事関係が全体的に減っております。

報告 2 4 号 利府町教育委員会会計年度任用職員の任用について

(説明者：大谷教育総務課長)

職種については事務補助産休代替です。今回任用期間として令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとなります。

(質疑) なし

報告 2 5 号 利府町図書館建設募金条例を廃止する条例について

(説明者：鎌田生涯学習課長)

21 の 2 ページに概要書をつけておりますのでこちらで説明させていただきます。利府町図書館建設金条例を廃止する条例の概要でございますが 1 の基金の概要、基金自体は平成 15 年に図書館建設の資金にあてるための基金となります。2 の基金の用途でございますが、図書館に対し必要な備品、図書館資料の購入にかかる費用として積み立ててきたものでございます。廃止の理由ですが、図書館機能含む文化交流センターリフノスの一期工事が完成し 7 月 1 日に開館を迎えたことから、この基金を全額取り崩しまして主に図書館の図書蔵書にあてる費用とさせていただきます。

(質疑) なし

報告 26号 利府町都市公園条例等の一部を改正する条例について

(説明者：鎌田生涯学習課長)

資料の 23 の 1 ページで説明させていただきたいと思います。

体育施設の指定管理者制度に来年度移行するための準備のための条例改正を 9 月にお諮りして町議会で承認いただいたものの内容となっております。概要で説明させていただきます。条例としましては (1) から (3) までの都市公園条例、総合体育館条例、屋内温水プール条例、この (1) から (3) の条例を改正した内容について、(ア) としては各施設の使用許可及び維持管理を指定管理者ができる行わせることができるという改正にしております。(イ) としまして条例で定められた額を上限として指定管理者が利用料金を設定してそこで得た収入を指定管理者の収入とできるように条例を改正しております。(4) と (5) の条例改正につきましては指定管理者選定委員会に関する改正を行ったものでございます。

(質疑) なし

報告 27号 令和 3 年度利府町一般会計補正予算について(追加提案)

(説明者：大谷教育総務課長)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として補正額がでております。17,742 千円となっております。歳出につきましては教育委員会に該当するところは 10 節需用費の 3,347 千円のうち、50 万ほど消毒を買うための予算として挙げております。各学校へ除菌をするスプレーを購入するため計上しております。教育総務課分については以上になります。

(説明者：鎌田生涯学習課長)

生涯学習課の部分として主なものとしましては備品購入費の施設用備品 754 千円でございますが、こちらにつきましては利府町文化財沿革公開活用事業として文化財をデジタル化した資料を作成するための機器類の購入、具体的には編集用パソコン、動画ソフト、360 度カメラ、デジタルカメラを購入してそれを町内様々などところにある文化財遺産がありますが、それらをデジタル化したものを公開するための機器類の予算を計上し、可決いただいたものです。

(質疑) なし

報告 28号 利府町教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

(説明者：鎌田生涯学習課長)

教育委員会規則の中では条例で定められた審議会など会議の内容、担当課を指定している条文がございます。今回の規則改正ではこれも体育施設の指定管理に向けてのものでございますが利府町総合体育館指定管理者選定委員会、次の屋内温水プール指定管理者選定委員会さらにその下の都市公園指定管理者選定委員会の事務を生涯学習課で行うよう改正につきまして専決しましたので報告するものでございます。

1.1 報告事項

(1) 令和3年度9月定例会一般質問について

(説明者：大谷教育総務課長)

今回の定例議会では3名の議員さんから質問がありました。27ページの資料8をご覧ください。まず、遠藤紀子議員からはこども憲章を改めて考える時期ではないかということでご質問を受けております。見直しについては今のところ考えてはいない旨をお答えしております。安田知己議員の方につきましては、ヤングケアラーの支援について、新聞を賑わしておりますヤングケアラーの対応について質問がありました。回答としましては文部科学省から通知、新聞等の情報を把握し、実態の確認に努めるよう校長会及び教頭会での指示を出している旨をお答えしております。土村秀俊議員からは新型コロナウイルス感染症への取り組みについて、学校での感染対策について質問がありました。それについては国が定めたマニュアルに沿ってこれまで同様の感染対策を再決定するとお答え申し上げます。子どもの貧困については生理の貧困など、以前から質問があったのですけれども現在イオンスタイルより寄贈された衛生用品がなくなった場合どうするのかという質問です。現時点では各学校の在庫等ありますので、今後経過を見守るということで回答しております。

(質疑) なし

(2) リフノス利用状況について

(説明者：鎌田生涯学習課長)

資料の29ページで資料9をご覧ください。8月の利用実績ということで利用状況は全体で15,685人になりました。取り組んできたリフノスでの事業はそれぞれ29ページ、30ページに記載している通りでございます。今年度できたばかりの施設ということでもありますので、大き

なイベント事業にあたるものがなくてもこのような形で情報提供今後も続けさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(質疑) なし

(3) 利府町体育施設等指定管理者募集の概要について

(説明者：鎌田生涯学習課長)

資料の 31 ページ、(3) 利府町体育施設等施設管理者募集の概要について、31 ページから 34 ページまでにまとめさせていただきました。内容につきましては利府町体育館、指定管理者選定審議会を開かせていただきまして業者を募集するための募集要項を抜粋し載せているものでございます。第 2 の施設の概要 1、施設の所在地、内容、ここに記載している施設を指定期間としましては 2 の (1) に書いてあります令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間、運営していただける事業所を募集するものでございます。32 ページ、33 ページにつきましては募集していただく際の条件などを提示しております。今後のスケジュールは 33 ページの第 4 の 2 のところに記載しています。すでに募集の周知は始めております。表 4 番目、募集説明会、事業所への説明会は 10 月 18 日と 19 日の 2 日間の予定としております。募集の応募書類の受付の締め切りが 11 月 1 日まで、その後審議会で審査、評価を行います。現時点で 11 月 5 日のスケジュールを組んでおります。審議会で決定しましたら指定管理者の指定の議案を町の 12 月議会に上程させていただきお認めいただきまして初め指定管理者となるものでございます。

(質疑) なし

(4) 新型コロナウイルス感染症状況について

本明教育長

(4) 新型コロナウイルス感染症状況については、個人情報が含まれるので秘密会とする。

(5) 令和 3 年度利府町全国学力調査結果

本明教育長

(5) 令和 3 年度利府町全国学力調査結果については、個人情報が含まれるので引き続き秘密会とする。

(6) 各小・中学校の状況について

本明教育長

(6) 各小中学校の状況については、個人情報が含まれるので引き続き秘密会とする。

(7) 今後の事業について

(説明者：鎌田生涯学習課長)

昨日付けで河北新報社から教育長宛に河北美術展巡回展を中止すると、再開の見通しは立っていないということで、ご連絡いただきました。コロナ禍で2年ほど開催中止になっていましたが、来年こそはと思っていたところですが、主催者側の方でできないということでしたので、来年度利府町では諦めるしかないというご報告でした。もう一点ですが、ファイリングした羽黒前遺跡のものです。調査としては来月末で調査終了となる見通しとなっております。本日も時間頂きまして、担当者から現地で詳細説明させたいと思いますので、よろしくお願いします。

※高田委員 退席

(質疑) なし

(8) 館太子堂線道路整備事業について (都市整備課より)

(説明者：近江都市開発部長)

教育委員の皆様には日ごろから本町の土木行政に対しご理解とご協力を賜り御礼を申し上げます。さて、本日は現在開発が進められている新太子堂土地区画整理事業について、リフノスの北西の交差点からまるまつへの交差点にかけて、10メートルの地区内道路計画に合わせ既存の館太子堂線の拡幅工事をいたしますが、その一部が利府小学校側となることから説明するものであります。本道路は新太子堂地区の将来の土地利用において大変重要な役割を果たすとともに、小中学生の安全な通学路として歩道を拡幅し整備を合わせて行っていくことから、委員の皆様のご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。最後になりますが、本日は定例教育委員会の貴重な場で説明する時間をいただきありがとうございます。詳細につきましては担当の鈴木都市整備課長から説明いたします。よろしくお願いします。

(説明者：鈴木都市整備課長)

町道館太子堂線、道路整備事業についてご説明いたします。お配りし

ている資料についてですが、現在、詳細は設計中であり、地区の地権者等の説明会も行っていないため、詳しい図面等は配布しておりませんのでご了承いただければと思います。まず初めに、町道館太子堂線の場所でございます。利府中学校から利府小学校に通じている路線、こちらの方が町道館太子堂線になります。資料1をご覧ください。事業概要になります。1ページの土地利用計画をご覧くださいながらご説明いたします。利府街道の北側になります、まるまつ東側から掖済会病院の東側まで、新太子堂土地区画整備組合の施工によります土地区画整理事業が、進められているところです。区画整理事業区域内についてはその土地利用図の中に色がついている箇所が区画整理事業区域内になりまして、白抜きの部分については区画整理事業の区域には入っていないところになります。この区画整理事業において、リフノスの北西の交差点から、利府小学校のプールの前まで幅員10メートルの地区内の道路が整備される計画となっております。土地利用図の中央部のオレンジで着色されている路線が区画整理事業で整備される道路になります。これに伴い、町においては区画整理事業計画と並行して、良好な市街地の形成、児童生徒のより安全な通学路の確保のため、利府小学校プール前からまるまつの北西側角の交差点まで延長330メートルの区間を既設の道路幅員約6.5メートルを10メートルに拡幅する事業を計画しております。資料の1枚目、2の事業計画、3の詳細設計業務でございますが、昨年度、道路線形や小学校の影響などについて検討行っております。実際には今年度から事業着手しております。今年度は詳細設計を行っておりますが、学校の校庭への影響を抑え、かつ、南側私有地への影響も最小限になるような内容を考えながら、拡幅における課題を再度整理しており、実現性のある道路設計での調整を現在進めているところでございます。前面のボードをご覧ください。利府小学校前の航空写真です。それに道路設計を示した図面がこちらになります。赤で着色されている部分が現状の道路部分と歩道部分となっております。現状では車道歩道含めて6.5メートルとなっております。それから、黄色で着色した部分でございますが、南側も黄色で着色している部分、今回の拡幅によりまして、影響が出てくる部分と考えております。利府小学校側こちら側になりますが、こちらについては、現状の法面となっている部分、約2.5メートルから3メートルくらいが影響するものと考えております。このようなことから、校門、階段、石碑、石像とございますが、こちらの移設等が必要になるものと考えております。実際に校庭の活動面積には影響がしないような形で、現在調整をさせていただいております。それから拡幅整備後の道路構成についてですが、片側3メートルの車道と路肩部分を含め、

車道全幅で 7.5 メートルほどに歩道の部分が 2.5 メートル、全体で 10 メートルの道路整備を予定しております。道路整備によりまして、現状と比較して歩道は広くなります。それから車道も片側一車線で対面通行が可能となり、歩車道も分離されますので、安全性は向上するのではないかと私共は考えております。併せて、体育館の乗り入れ部分、現在、Y の字の変則な乗り入れ口になっているところになりますが、こちらについても道路整備事業の中で改修をしたいと考えております。安全になるものと考えておりまして、皆さんにもご理解いただければと思います。それから資料にお戻り頂きまして、4 のスケジュールでございます。記載されているものについては現段階でのスケジュールとなります。国庫補助の採択状況など変更になる場合がございますが、今年度は詳細設計や用地取得という予定でございます。令和 4 年度でまるまつ側から利府小学校手前までの区間の道路改良を実施したいと考えております。引き続きまして、令和 5 年度で利府小学校前の改良工事を実施する予定となっております。次に、令和 6 年度において、利府小学校プール前から中学校までの区間の改良工事になります。こちらにつきましては、区画整理事業との調整というのがありますので、実施については流動的などころがございます。以上が事業の概要となります。良好な環境整備も考慮しながらの事業でございますので、委員の皆様にはご理解いただきますようお願いいたします。以上でございます。

石川委員

道路拡張について、説明を聞いてわかりましたが、結局、利府小学校の送迎バスが利府中学校から前から出ているため、子ども達はずっと南側を歩いてくることになるのか。

鈴木都市整備課長

土地利用計画で見ていただくとわかるのですが、区画整理内で整備してくる道路というのが、オレンジで書いてある道路になりますが、リフノス側もそうですが、歩道が南側についているため、区画整理内の地区内の道路も南側に歩道が設置される予定になります。

村松委員

子供たちが危ないのではないか。

石川委員

歩道が学校の反対側になる。

村松委員

学校側に歩道がないと駄目なのではないか。

鈴木都市整備課長

周辺の道路との関係があるので、この部分の小学校の前だけを北側というのは横断歩道の関係もあり難しいと思います。

村松委員

なぜ歩道が南側でないと駄目なのか。

鈴木都市整備課長

区画整理の中の図面ですけれど、真ん中に緑の道路がありますが、これは歩行者専用の道路になります。地区内道路に接続する際、車道に接続されるため、南側に歩道が必要になると思われれます。

村松委員

まっすぐな直線道路になるわけだから、例えば全部が通学路で朝晩通行禁止にするのであればわかるが、そうはならない。

鈴木都市整備課長

通行禁止とはならないと思われれます。

村松委員

通学路だから、朝 8 時半から何時までは車の通行は禁止にできないじゃないですか。

鈴木都市整備課長

7時から9時で今規制がかかっています。

村松委員

その道路も交通規制をかけることはできないのか。

鈴木都市整備課長

規制は警察の方でかけるものであるため、警察で判断するようになると思います。

村松委員

交通規制をかけなかったら南側を歩いてきて、小学校を入るときに横断歩道か信号機を作らないと危ないのではないですか。

鈴木都市整備課長

横断歩道は当然つけますが、交通規制については道路管理者のほうで規制をかけられないので、警察のほうで規制をかけるようになります。

村松委員

交通規制はいいとしても、歩道が南側っていうこと自体が納得いきません。

鈴木都市整備課長

周辺との連たん性から南側で計画しています。

村松委員

拡幅する必要はないのではないかと。今のままで良いのではないかと。

鈴木都市整備課長

町としては、南側に市街地が整備されてくることによって、車の通行がそれなりに増えるということで、安全性を確保する意味で現状の幅員では安全性の確保は難しいと考えております。

村松委員

それならば北側を歩道にしなければ、小中学校の安全性は確保できないと思う。南側の歩道は絶対反対です。

鈴木都市整備課長

ご意見として伺います。ただし、区画整理事業の地区内道路はすでに南側で計画されております。

村松委員

それはしょうがないと思います。

鈴木都市整備課長

利府小学校の前からという形になってきますので、どこかでは一回、横断するような形になります。

村松委員

それでも構わない。利府小学校の前に歩道がなくいきなり車道よりは絶対よいと思います。

橋浦道路整備係長

一つ懸念されていたのは、体育館に入っていく侵入口のところ、学校の先生方も駐車場で使われているのですが、北側の歩道になった時、導線が交錯するなということも懸念されると思います。

村松委員

そこは必然的に小学校の先生方なので、大丈夫だと思います。不特定多数の車が通っているところに児童が横断する危険性の方が沢山あるわけです。

石川委員

反対側の入り口のところに、横断歩道をつけたとしても、実際は信号機をつけないと、結局人が立たないといけないじゃないですか。だから、信号機もつけて横断歩道もつけますよっていうことであれば、南側でもしょうがないかなというのはありますが、そういうのも踏まえた格好で、拡張計画をやっていかないと、この段階では私たちはおそらく反対です。

村松委員

他の小学校は、小学校側に歩道をつけてあるのですよ。菅谷台に行っても、青山に行ってもそう、二小にいてもそう。利府小だけが、小学校側じゃない方につけるという理屈は通らない。

鈴木都市整備課長

今日伺った内容についてはご意見として、参考にさせていただきます。

村松委員

ご意見として受け取るだけで、通らないのであればそれはそれで構わないです。

鈴木都市整備課長

先ほども申し上げましたが、まだ、詳細設計の途中ですので、決定したわけではございません。

石川委員

現段階では教育委員会の教育委員の人たちは反対です。という結論です。

鈴木都市整備課長

再度、内部で詳細設計の中で検討してまいります。

村松委員

本当に真面目に学校の周りの歩道の設置場所をちゃんと研究した方がいいと思います。なぜ学校側になぜあるのかっていうのをきちんと見ていただいて、それでここはどうあるべきかを議論していただきたい。歩道の遷移って実際にはあるので、そちらも考えていただき、例えば児童が東側にいく可能性があまり少ないですよ。小学校のほとんどの家庭が西側にあるとした場合に、東側に行って南側に歩道が遷移しても危険性が少ないって判断であればそれは構わないと思います。ただ、小学校に通う児童が必ず通るのが小学校の前なので、それが必ず横断しなきゃいけないっていう状態にあると、それでなくともこの道路は抜け道になる可能性を危惧しているので、歩道は小学校側にないといけない。リスクを考えたときに減らすことができると思う。

高橋委員

この道路は規制といっても、今現在も規制がかかっているけども全然通っているんで、この細い道路ですら車が飛ばしているんで、拡張されることでさらに危なくなる。安全面を考えるなら学校よりだが、建てたばかりの新しくしたものをさらに再構築というのもどうなのかなと思う。やっぱり安全面を優先し、学校側を削らず、影響がでない形で持ってってもらいたい。

村松委員

高橋さんは両方削るのはよくないってことかと思います。私はとにかく歩絶対学校側にあった方がいいと思いますが、高橋さんそれはどう思いますか。

高橋委員

学校側にあった方が安全面は確保というか安全に歩けると思います。

鈴木都市整備課長

承知いたしました。色々なご意見ありがとうございます。現在進めている詳細設計において、検討してまいります。

本明教育長

教育委員に聞かれるとこのような意見がでてくるのも当然だと思うが、計画に決定事項のように書かれている。令和3年度は何するのかもう書かれている。しかしPTA、利府小とか利府中の保護者、住民、地域住民に対しての説明についてはここには書かれていない。それで進めると村松委員さんが言ったように行政主体で何も聞がずに進めるのかという風になると思うので、それは十分注意された方がいいと思う。こういう風に書かれてしまうと、今言ったようにそれでやるつもりでいるのだから当然受け止められると思う。なんのために10メートル道路ができるのか。安全面を考慮して進めるのに安全でないのではないか、車を飛ばして通るようになるという意見が出ている。その辺り十分注意していかれた方が、利府小の土地はやはり減らしてほしくないとは私は最初から言っているが、どうしてもそうせざるを得ないという場合に、保護者の方や学校側は反対せざるを得ないではないかなと思う。教育委員会としては認めるというのは絶対できない。あとは、部局の方でどのようにするか、町長、副町長の意見聞きながらやっていかざるを得ないと思う。いずれにしても住民の意見をないがしろにすると大変なことになると思うので、利府小150周年がかかっている中で、あまりマイナス点はないほうが良いかと思う。ご説明いただいたのは良かったと思います。あとは、例えば教育委員の方で教育委員会で意見求められれば、意見として出します。教育委員の皆さん、今の段階での説明ということで受け止めてよろしいでしょうか。

教育委員一同

はい。

鈴木都市整備課長

ありがとうございました。

12 閉会